

地方分権の趣旨に沿った「三位一体の改革」の推進 に関する決議

平成16年12月14日
全 国 知 事 会

全国知事会をはじめ地方六団体では、国の硬直した政治行政システムを改め、より国民の視点に立った透明で明朗なシステムに転換するためには、地方分権が不可欠であり、こうした視点から、損得勘定抜きの、まさに「地方から日本を変える」という思いで、地方の自由度を増し、裁量権を拡大するための「三位一体の改革」を進めるべきと主張し、政府に対応を求めてきた。

しかるに、去る11月26日、政府・与党により合意された三位一体改革の全体像は、全体として、地方分権の推進のため三位一体の改革を進めようとする精神、熱意が感じられず、単なる数字あわせに終始したものであり、重要な部分が先送りされているなど、我々全国知事会が主張してきたものとかげ離れた、甚だ不十分なものと断じざるを得ない。

また、政府・与党合意では、「地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」としていながら、財務省は、地方交付税を大幅に削減することが必要という主張を依然繰り返しており、また、与党の政策責任者が、三位一体の改革とは別枠で地方交付税を削減すると公然と発言するといった動きが出ており、引き続き全国知事会としても地方交付税所要額確保の主張を行っていかなければならない。

政府において、今後、地方分権の理念に沿った「三位一体の改革」を着実に進めるとともに、特に、平成17年度の地方財政対策の策定に当たって、地方六団体との約束を守り、我々の主張を最大限に尊重することを求めて、全国知事会の総意により、次の事項を決議する。

1 地方交付税等について

- 平成17年度の地方交付税（臨時財政対策債を含む。）、地方税などの一般財源総額はもとより、出口ベースの地方交付税についても、平成16年度以上の額を確保すること。
- 税源移譲が行われても、個々の地方団体間では税源の格差が大きいこと

から、財源調整機能と財源保障機能を堅持するとともに、地方交付税の所要額は必ず確保し、一方的な削減は断じて受け入れがたいこと。

- 中期財政ビジョンを含む地方財政計画の作成プロセス、地方交付税の算定プロセスにおける地方団体の参画の仕組みを具体化すること。
- 税源移譲に伴う地方交付税の減少分については、国税の算入率等の引き上げ等により確実に補てんし、地方交付税総額を確保すること。

2 税源移譲、税制改正について

- 個人住民税を10%比例税率化することにより、所得税から住民税へ3兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。
- 定率減税の廃止、縮減に伴う地方税の増収分は、減税補てん債等の補てん措置の解消に充当すべきであり、税源移譲額に含めるようなことは決してしないこと。
- 定率減税の縮小に伴う所得税の増収分については、当然に地方交付税率による所定額が地方交付税原資に充当されるべきものであること。

3 国庫補助負担金改革について

- 税源移譲の対象となる補助負担金の廃止数が、地方六団体の改革案に比べ著しく少ないと見込まれることは極めて遺憾であり、3兆円規模の税源移譲額の残り2割を捻出するため、平成17年中に検討することとされている「その他」として、改革案に沿った、国庫補助負担事業そのものの廃止数を額の大小を問わず相当程度確保すること。さらに、公立文教施設、社会福祉施設等の施設整備費の取り扱いについては、平成17年中に結論を出し、税源移譲の対象とすること。
- 法定受託事務である生活保護・児童扶養手当の国庫負担率の引き下げは今後とも絶対に行うべきでないこと。
- 義務教育の在り方を幅広く検討し、平成17年秋までに結論を得る予定の中央教育審議会には、当然のことながら、地方自治体の代表者を委員として選任すること。なお、義務教育費国庫負担金の改革については、地方六団体の意向を反映した内容とすること。
- 国民健康保険に関しては、地方の改革案では三位一体改革の対象にしていないこと、また、社会保障審議会医療保険部会で今後のあり方が議論されている段階にもかかわらず、新たな都道府県負担の導入がなされ、その内容についても地方との十分な協議もなく政府案が決定されたことは極めて遺憾であり、地方分権の理念に沿った改革と言えるのかを明確に説明し、政府の説明責任を全うすること。

- 国庫補助負担金の単なるスリム化を三位一体改革の国庫補助負担金改革に含めることは容認しがたいものであるが、個別の補助負担金ごとにその内容、削減の理由を明確に説明し、政府の説明責任を全うすること。
- 国庫補助負担金の交付金化に当たっては、地方の意見を聞き、国の関与や無駄な行政コストを排し、低コストでより良いサービスを住民に提供できる仕組みとするとともに、引き続き一般財源化に向けた税源移譲を検討すべきこと。

4 国の関与・規制の廃止、見直し等について

- 国による地方自治への関与・規制の見直しについては、まことに遺憾ながら、現時点における政府の対応は、見直しという言葉に値しない甚だ不十分かつ不誠実なものに止まっている。政府においては、今後、この見直しに真摯に取り組むとともに、この取り組みを促進するため、国と地方が協議する仕組みを構築すること。
- 少子高齢化や厳しい財政状況など社会経済情勢の変化に即応するため、これまで地方としては並々ならぬ行財政改革に取り組んできているところである。地方のスリム化を言う以上、国においては、率先して、自らの事務事業の再編、組織機構の見直し、国家公務員の削減、適正配置等に取り組む、その工程表を地方に示すべきこと。

5 第2期改革の必要性について

- 真の地方分権改革の実現のためには、平成19年度以降も引き続き、第2期改革を実施していくことが必要である。政府においては、この旨を明示的に確認し、さらなる地方分権の推進に向けて具体的な工程表を作成すべきであること。